

一般財団法人ふくしま建築住宅センター
BELS評価業務に係る手数料規程

令和3年4月1日改正

一般財団法人 ふくしま建築住宅センター

一般財団法人ふくしま建築住宅センター
BELS評価業務に係る手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「一般財団法人ふくしま建築住宅センターBELS評価業務規程」(以下「規程」という。)第12条1項及び第2項の規程に基づき、同センターが実施するBELS評価業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(評価手数料)

第2条 規程第12条第1項に規定する評価業務手数料は、申請一件につき、別表1に掲げる額(税込み)とする。

(審査手数料の納入方法)

第3条 依頼者は、評価業務手数料を現金又は銀行振り込みにより納入するものとする。

(審査手数料の返還)

第4条 収納した手数料は、原則として返還しない。

(複数申請に伴う手数料の減額)

第5条 規程第12条第2項の規定に基づく減額の要件については、別表1に掲げるもののほか、理事長が別に定める。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成29年7月12日より施行する。

(附則)

この規程は、平成31年3月1日より施行する。

(附則)

この規程は、令和元年11月16日より施行する。

(附則)

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表1

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度
(BELS評価)に係る評価手数料表

(税込み、単位:円)

住宅等

建物種別	申請種別	面積区分 (㎡)	審査要件	
			単独申請	併願申請※1
住宅	住戸部分	1戸(一戸建ての住宅)	33,000	29,700
		2～5戸	61,600	58,300
		6～10戸	80,300	75,900
		11～25戸	126,500	121,000
		26～50戸	176,000	161,700
		51～100戸	235,400	223,300
		101～200戸	313,500	298,100
		201～300戸	422,400	399,300
	301戸以上	見積もり	見積もり	
	共用部分	非住宅部分に準じる		
複合建築物	住戸部分	共同住宅等住戸部分に準じる		
	非住宅部分	非住宅建築物に準じる		
	建物全体	(共同住宅等住戸部分+非住宅建築物)×0.9		

非住宅建築物

建物種別	申請種別	面積区分 (㎡)	審査要件			
			単独申請		併願申請※1	
			標準入力法※2	モデル建物法	標準入力法※2	モデル建物法
非住宅建築物	事務所等 ホテル等 病院等 物販店舗等 学校等 飲食店等 集会場等	100未満	147,400	57,200	138,600	52,800
		100以上～300未満	179,300	68,200	168,300	63,800
		300以上～500未満	184,800	71,500	172,700	67,100
		500以上～1,000未満	233,200	91,300	218,900	85,800
		1,000以上～2,000未満	331,100	130,900	310,200	123,200
		2,000以上～5,000未満	413,600	185,900	388,300	173,800
		5,000以上～10,000未満	509,300	242,000	478,500	227,700
		10,000以上～25,000未満	601,700	292,600	565,400	273,900
		25,000以上	686,400	342,100	645,700	322,300
		工場・倉庫等	上記、非住宅建築物手数料×0.5			

※1 併願申請とは、当機関で建築確認申請との併願申請の場合を言う。

※2 標準入力法とは、主要室入力法が含まれる。

※ 当機関が発行した評価書の再交付手数料は1通につき5,500円(税込み)とする。

※ 表示プレート等の作成を希望する場合、先成費用が別途必要になる。その事務手数料は2,200円(税込み)とする。

※ 併用住宅は、複合建築物の算定方法のうち「共同住宅等住戸部分」を「一戸建て住宅」に読み替える。

上記手数料表によらない増額・減額の要件(業務規程第12条第2項第2号又は第3号による)

- 1 変更申請手数料は、当初の申請適用された手数料の1/2とする。また、建物種別や用途、規模等が大きく変更する場合は、再申請(新規手数料)となる。
- 2 法12条(省エネ適判)、設計住宅性能評価・長期優良技術審査・適合証明(戸建又は長屋で一次エネルギー消費量計算)、低炭素建築物技術審査との併願申請であって、かつ、審査項目及び内容が同一である場合は11,000円(税込み)とする。
- 3 設計住宅性能評価、長期優良住宅技術審査、適合証明業務との併願申請で、住戸部分の外皮計算の審査項目及び内容が同一である場合、住戸部分の手数は上記手数料の1/2の額とする。